

【重要】法4号館・3号館の利用について

法4号館1階～3階の自習室の利用に際し、法科大学院生は下記の点に厳に留意すること。

- ・法4号館の4階から上および隣接する法3号館は研究のための場所である。自習室、図書室およびトイレ以外には立ち入ってはならない。
- ・4号館入口、ロビーおよび廊下・階段では静粛にし、談話、携帯電話での通話や、飲食をしてはならない。
- ・エレベーターを使用してはならない。
- ・メールボックス、ロッカー、機器等の備品に決して触れてはならない。

2022年4月12日

法曹養成専攻長